

九、健康保険に全負を加入すること

一〇、休職終業時間より早退する日従業員選

挙による代表者を選定すること

一一、現在監督園量協を案外に伏らしむること

一二、争議中の日給全額を支給すること

一三、争議中の争議員に対し絶対的犠牲者を出さぬこと

おこし

一四、佐藤山口両君に対し解雇手当を二箇月前

支払ふこと

退職者の退職手当請求

一、退職手当として日給五分を支給されたし

二、争議中日給全額支給されたし

九、兼認

一〇、工場主の指導せらるるため、府末産業監督

せしむること

一一、監督日工場主指導せらるるため、公平に執行せしむ

一二、認め難し

一三、兼認

一四、佐藤山口両君は依前退職手当問題なり
山口に対しては解雇手当の併給兼認

一、退職手当十四日分

二、認め難し

一二六九

労秘第一二五六號

昭和四年七月十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿

〔北海道 京都 大阪 神奈川
兵庫 愛知 静岡 福岡〕

都築製作所尾久工場労働争議ニ關スル件 (第二報)

〔経業員側〕於テ八月十五日更正ニ別記要旨書ヲ提出文書ス

〔本争議干渉労働組合員ニ名付未及拘留ス〕

標記工場ニ於ケル労働争議其ノ後ノ状況左記ノ通

7.16
626